

提出された意見及び意見に対する考え方

| 番号 | 意見提出者 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 |
|----|---------------------|---|--|
| 1 | 個人 | データはデジタル化されているはずなのでオープンにするのに何の問題もない。やましいところが無ければ問題ないはず | オープンデータ基本指針（平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定、令和元年6月7日改正）において、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則としています。ただし、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報については例外としています。 引き続き、オープンデータ基本指針に則り、総務省保有データのオープンデータ化に取り組んで参ります。 |
| 2 | トークントークン 2（政治団体） | 1、総務省が保有する全政治団体の政治資金報告書の内容について、個人情報を伏せた上で分析可能な形式でオープンデータとして公開すべきである。 2、データが改ざんされていないか容易に確認できるようにする為、公開されるオープンデータのハッシュ値を計算し、それをパブリックブロックチェーンに書き込むべきである。 3、ハッシュ値が変更されたオープンデータは自動で検出され、その理由を検証可能にすることにより公文書等のデータの偽造を防止すべきである。 | ご要望の「全政治団体の政治資金報告書」について、容易に利用（加工、編集、再配布等）できる形式の電磁的記録を保有しておりません。 なお、総務大臣届出分の政治団体は、政治資金規正法第12条第1項に基づき、毎年12月31日現在で政治資金収支報告書を作成し、総務省に提出することとされています。総務省においては、同法第20条の2に基づき政治団体から提出された報告書を閲覧に供しているほか、当該閲覧に供する報告書をスキャンし、画像データとしてPDF化したものをインターネットで公開しております。 現在、ブロックチェーン技術については、運用面、ルール面及び技術面の課題の解決を行った上で、必要に応じて、その活用を検討していきます。 ＜参考：世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）＞ （ブロックチェーン及び分散台帳技術について、）行政や公共性の高い分野への先行的な導入を見据えた実証を行い、引き続き導入の実現性の高いユースケースについて、運用面、ルール面及び技術面の課題の解決を行い、継続的な運用を見据えた社会実装を推進していく。 |
| 3 | 個人 | 仕事で地方公営企業年鑑を使用するのですが、せっかくのエクセルデータが表形式になっていて、そのままではデータとして使用できず、データベース形式に加工する必要があります。 データは表にしないでデータベース形式でほしいと思っています。 総務省に限らず、特に地方自治体ではPDFをアップロードしてオープン化しているものも多いのですが、勘弁してほしいです。総務省から全国の地方自治体に対しても使えるデータとはどんなものかと指導してほしいところです。 ただ、地方自治体では職員さんが少なく、県や国に渡すデータ作りに追われて日常業務に支障を来すくらい人が少ないので、気の毒ですし、データの精度が自分の知る限りいい加減なものも多く信用できません。 実態に即した誰にとってもよいものになるよう総務省さんから地方自治体職員さんに力添えをしてあげてほしいです。 | 地方公営企業年鑑の基礎となる地方公営企業決算状況調査のデータについては、e-stat [※] において、加工、分析等が可能で、データベースでも利用できる形式のデータもオープンデータとして公開しておりますので、そちらをご活用いただければと思います。 ※ https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200251&kikan=00200&tstat=000001125335&result_page=1 現在、総務省事業として、オープンデータについての地方自治体職員向け研修を全国で実施しているところですが、この取組の一層の推進をしていきます。 当該研修では、 ・市民や民間企業等が利用しやすい形式でデータを公開するためには、データをどのように加工すればよいか、 ・利用しやすいデータをオープンデータとして公開し続けるために、自治体内での推進体制を作るにはどうしたらよいか、 など、データ公開のための知識・技能を自治体職員の方にお伝えしております。 また、地方自治体職員が専門家へ相談できるポータルサイトを運営しており、データ公開にあたっての様々な疑問・お困りごとにお答えしております。 ただ、現状において、自治体におけるオープンデータの取組状況についてはまだ十分とは言えない状況でございますので、いただきましたご意見を参考に、一層の推進をして参ります。 |

| 番号 | 意見提出者 | 提出された意見 | 意見に対する考え方 |
|----|----------------|--|--|
| 4 | 同性パートナーシップ・ネット | <p><公開を要望するデータ> 国勢調査データから同居同性カップル世帯を推計したデータ</p> <p><公開を要望するデータ項目> 都道府県別、可能であれば市区町村別、および年齢層別（たとえば10歳刻み）に、下記に該当する世帯数・世帯合計人員を抽出して公表願いたい。 (1) 「世帯主」と「世帯主の配偶者」の性別が一致している世帯数 (2) (1)の世帯について、同居の子ども数別の世帯数 (3) (1)の世帯について、世帯主の年齢送別別分布（10歳刻みなど） （厳密には、世帯主と配偶者のうち年長者の年齢層別分布が出せれば望ましい） （なお、現在は「世帯主」と「世帯主の配偶者」の性別が一致している場合はエラー・レコードとされ、既発表データでは、処理反映の方法も該当数値も未発表である。）</p> <p><要望提出にあたり、現状抱えている課題やニーズの内容> 現在、全国の自治体に、戸籍上同性のカップルを認証する（同性）パートナーシップ制度が急速に広まりつつある（2019年12月2日時点で、全国30の自治体を実施、利用カップル数は650程度）。また企業でも、福利厚生の対象に同性カップルを婚姻カップルと同等に含める動きが加速している。これらの動きに伴って、ビジネス界では、いわゆる「LGBT市場」の開拓に乗り出す動きが胎動している。広くサービス産業にとって、これまで統計や市場調査にて把握されてこなかった世帯が、事業対象として顕在化しつつある。しかしながらこの「LGBT市場」の規模を推測するための統計データは残念ながらまだ存在しない。民間独自でこうした統計データをとることは不可能であり、起業や事業展開の判断のために必要なデータが得られない状況にある。そのため、多くの企業にとっては、ビジネスチャンスを生かせていない状況にある。</p> <p><公開を希望するデータの具体的な活用方法> ・自治体別の同性カップルの数が判明すれば、そのカップルに向けた、銀行・保険・不動産・プライダル・観光業等の企業にとってLGBT市場進出について、ビジネスに直結するデータを得ることができる。 ・年齢層別、あるいは子ども数別の集計値がわかれば、同性カップル向けの市場規模の推定が可能となり、本格的に「家族を対象とする事業の市場規模が、現存のパラダイムを越えて拡大」し、国全体の経済活性化にも寄与する。 ・個々の企業が直接活用する以外に、さまざまな関連業種の企業やNPOに対するLGBTマーケティングのコンサルテーションのためのデータとしても活用できる。こうして広く事業活動の活性化につながる。</p> | <p>同性カップルの同居実態については、調査事項としておりません。なお、国勢調査の集計結果については、すべてオープンデータ化しているところです。</p> |
| 5 | ソフトバンク株式会社 | <p>電気通信事業法及び電波法並びに関連政省令・ガイドライン等に基づき、電気通信事業者が、総務省殿へ書面等での届出、申請、提出した情報は、企業にとって、センシティブな経営情報も含むことから、当該情報については、非開示を継続いただきたいと考えます。</p> | <p>オープンデータ基本指針において、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則としておりますが、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、公開することが適当ではない情報については例外としています。 引き続き、オープンデータ基本指針に則り、総務省保有データのオープンデータ化に取り組んで参ります。</p> |

この他に本意見募集とは直接関係のない御意見もいただきました。今後の参考とさせていただきます。